

平成 27 年 (2015 年) 11 月 19 日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市環境影響評価審議会

会長 村尾 直人



札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて (答申)

平成 27 年 4 月 24 日付け札幌対第 50129 号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり結論を得たので答申する。



札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて

1 答申

札幌市環境影響評価条例（平成 11 年条例第 47 号）において放射性物質による汚染を適用除外とする第 53 条第 1 項の規定を削除することが適当である。

2 答申の理由

これまで、環境法体系において放射性物質による汚染は適用除外とされてきた。また、札幌市環境影響評価条例にも同様の規定が置かれている。

しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、放射性物質が一般環境中に拡散したことから、今後、類似の問題に対応することを念頭におき、環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけることが必要となった。

そこで、平成 24 年 9 月に環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）が、平成 25 年 6 月に環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）が、それぞれ改正され、放射性物質を適用除外とする規定が削除された。また、環境影響評価に係る関連規定についても、平成 27 年 6 月 1 日までに全て改正されている。

当審議会では、札幌市環境影響評価条例における放射性物質の取扱いについて、様々な観点から審議を重ねてきたところである。上記のような国の動向等に加え、札幌市地域防災計画「原子力災害対策編」においても、原子力災害後の中長期対策として放射性物質による環境汚染に対し、必要な措置を講じることとされていることから、本市において今後対象となる案件について遅滞なく対処する必要がある。

このことから、当審議会としては、札幌市環境影響評価条例第 53 条第 1 項の規定を削除し、放射性物質による汚染についても環境影響評価の対象とすることが適当であるとの結論に至った。

付 属 資 料

目 次

1	諮問書	1
2	審議経過	2
3	札幌市環境影響評価審議会委員名簿	3

審 議 経 過

開催年月日	審 議 会	内 容	出席委員数
平成27年(2015年) 4月24日	本会議(諮問)	・諮問	13名 アドバイザー2名
平成27年(2015年) 7月14日	本会議(審議)	・審議	10名 アドバイザー2名
平成27年(2015年) 10月19日	本会議(答申案)	・答申書案の取りまとめ	12名
平成27年(2015年) 11月19日	本会議(答申)	・答申	8名

札幌市環境影響評価審議会 第8次委員 一覧

氏名	職業(役職)
村尾 直人	北海道大学大学院 工学研究院 環境創生工学部門 大気保全工学研究室 准教授
松井 利仁	北海道大学大学院 工学研究院 環境創生工学部門 大気保全工学研究室 教授
佐野 大輔	北海道大学大学院 工学研究院 環境創生工学部門 水質変換工学研究室 准教授
川崎 了	北海道大学大学院 工学研究院 環境循環システム部門 生物資源工学研究室 教授
早矢仕 有子	札幌大学 地域共創学群 法学専攻 教授
赤松 里香	特定非営利法人 EnVision 環境保全事務所 理事長
内藤 華子	元 石狩浜海浜植物保護センター 学芸員
宮本 雅美	酪農学園大学 食農環境学群 環境共生学類 地域環境保全学 研究室 教授
森本 淳子	北海道大学大学院 農学研究院 環境資源部門 森林生態管理学研究室 准教授
吉田 憲介	札幌市立大学大学院 デザイン研究科 教授
黄 仁姫	北海道大学大学院 工学研究院 環境創生工学部門 廃棄物処分工学研究室 助教
半澤 久	北海道科学大学 寒地環境エネルギーシステム研究所 所長
増田 園子	北海道医療大学 薬学部 衛生薬学講座(環境衛生学) 教授
遠井 朗子	酪農学園大学 食農環境学群 環境共生学類 環境法研究室 教授
碓山 恵子	北海道科学大学 未来デザイン学部 人間社会学科 准教授

札幌市環境影響評価審議会 アドバイザー 一覧

氏名	職業(役職)
藤吉 亮子	北海道大学大学院 工学研究院 量子理工学部門 量子ビーム応用医学研究室 准教授
渡邊 直子	北海道大学大学院 工学研究院 エネルギー環境システム部門 原子力環境材料学研究室 准教授